

会 議 録

会議の名称	令和4年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第2回）
開催日	令和5年1月31日（火）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時50分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 会議室404
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博 安田 秀隆</p> <p>(2号) 北村 秀和 野本 順一 渡邊 昇子</p> <p>(3号) 佐々木 操 松本 利明 青木 淳一 矢島 静江</p> <p>(4号) 山岸 功一 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">13名</p> <p>【市長】</p> <p>藤井 栄一郎</p>
欠席者の氏名・欠席者数	<p>(1号)</p> <p>(2号) 牧野 博司</p> <p>(3号)</p> <p>(4号) 脇ノ園 明子</p> <p style="text-align: right;">2名</p>
出席職員の氏名（事務局）	<p>健康福祉部長 嶋崎 徹</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 野本 加代子</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香</p>
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 令和5年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について</p> <p>(2) その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について ・ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について ・ 国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について ・ 国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱の制定について

	4 閉 会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案） 資料1 ・令和4年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）に関する説明書 資料2 ・白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案） 資料3 ・白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要（案） 資料4 ・国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱 資料5
	議 事 の 経 過
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会（課長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>（挨拶）</p>
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>（挨拶）</p>
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に報告がございます。</p> <p>1号委員の辞任に伴う再公募の結果、後任の委員を選任しましたので御紹介させていただきます。</p>
新委員	<p>（挨拶）</p>
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>（職員紹介・挨拶）</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、13名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました「次第」、「資料1～5」、「委員名簿」でございますが、参考に埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「埼玉の国保」等をお手元に置かせていただいております。</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議は新型コロナ対策の一環として、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、できうる限り短時間の会議となりますよう、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「（1）令和5年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和5年度白岡市国民健康保険特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料1の1ページを御覧ください。</p> <p>令和5年度予算の状況でございますが、歳入歳出予算総額で46億3,257万3千円となりまして、対前年比で9,030万円5千円、率といたしまして、1.98%の増となる予算を編成いたしました。</p> <p>各予算科目につきましては、記載した表のとおりでございます。</p> <p>下の円グラフでございますが、歳入・歳出ごとに、令和5年度予算科目の内訳をグラフにしたものでございます。</p> <p>左側の歳入におきましては、国民健康保険税で17.6%、県支出金で71.5%、この2つで歳入予算の89.1%を占めております。</p> <p>右側の歳出におきましては、保険給付費で70.6%、国民健康保険</p>

事業費納付金で26.6%、この2つで歳出予算の97.2%を占めております。

次に、2ページをお開き願います。

こちらは、予算比較表でございます。

各予算科目について、令和5年度の構成比率の大きな科目を中心に説明させていただきます。

まず、歳入の1款 国民健康保険税につきましては、8億1,677万7千円を計上しております。被保険者の減少によりまして、令和4年度と比較いたしますと2,047万6千円の減額を見込んでおります。

予算の計上にあたりましては、令和5年度の国民健康保険税の税率等は、現行税率で算出しております。

また、保険税の収納率につきましては、現年度課税分を「埼玉県国民健康保険運営方針」の目標収納率である93%に設定した予算額を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

3款 県支出金につきましては、市町村の保険給付費等に必要な費用に対して、都道府県から全額交付される「国民健康保険給付費等交付金」等ございまして、歳出から推計しました、33億1,261万2千円を計上しております。

一つ飛びまして5款 繰入金でございます。こちらは、説明にございますように、一般会計からの繰入金、及び、国民健康保険財政調整基金からの繰入金でございまして、4億8,372万4千円を計上しております。

内訳といたしましては、法定繰入金が2億1,554万4千円、基金繰入金が2億6,818万円でございます。

4ページをお開き願います。

次の6款 繰越金 から 7款 諸収入につきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、1款 総務費の一般事務経費につきましては、3,010万5千円を計上しております。

前年度と比較いたしますと、119万円4千円の増となっております。国への調整交付金その他報告書の作成を行っておりますコクホライン・調交システムの改修費用等、電算システムのバージョンアップに必要な経費を計上しておりますことから増額となったものでございます。

次に2款 保険給付費につきましては、32億7,094万9千円を計上しております。主な事業として、疾病及び負傷に対して給付する

医療給付事業の一般分といたしまして、28億2,132万9千円、高額療養費支給事業といたしまして、4億882万3千円などを計上しております。

こちらは、実績額等を参考に給付（支給）見込額を計上したものでございます。

近年、被保険者数減少の影響により、保険給付費の総額は減少傾向となっておりますが、一人当りの医療費は増加を続けており、医療の高度化の影響から概ね前年度よりも増加を見込んでおります。

前年度と比較いたしますと、全体で5,113万3千円の増額となっております。

なお、出産育児一時金支給事業について、支給実績から294万円の減額として予算計上を行っておりますが、予算編成後に1人当たり支給額の引き上げが示されており、現行の42万円から50万円に引き上げられますことから、対象者の人数等によっては、補正予算等での増額も検討させていただきたいと考えております。

出産育児一時金の引き上げにつきましては、後ほど資料4による「国民健康保険条例の一部改正」として概要の説明をさせていただきます。

続きまして、6ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分といたしまして、8億711万円、一般被保険者後期高齢者支援金等分といたしまして、3億2,199万7千円、一般・退職の介護納付金分といたしまして、1億193万円、表にはありませんが、退職被保険者等の分を含めた3款の合計で12億3,105万2千円を計上しております。前年度と比較すると3,854万7千円の増額となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。

6款 保健事業費につきましては、御説明します。

一番上の特定健康診査等事業でございますが、健診等の受診者、特定保健指導対象者数の実績を踏まえ（健診委託料分については）減額しているものでございます（事業費全体では若干の増額となっております）。

次の、総合健康診断（いわゆる「人間ドック又は脳ドック」）でございますが、被保険者数は減少傾向で受診実績も減少していますが前年度と同額を見込んでいるものでございます。

次の、7款 基金積立金から 10款 予備費までにつきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

令和5年度国保特別会計の予算編成資料として、国保の主な指標を6項目記載させていただきました。

①につきましては、埼玉県提示の被保険者数の推計値と実績等及び加入者に占める前期高齢者の割合となっております。団塊の世代の被保険者がかなり多く、この世代の方が後期高齢者医療制度へ移行することから、被保険者数の減少は続きます。また、これに伴い前期高齢者の割合は微減することが見込まれております。

②につきましては、国保加入世帯数ですが、被保険者数と同様に減少傾向が予測されています。

次に、9ページを御覧ください。

③につきましては、1人当たり医療費の見込みとなります。

国保加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、1人当たり医療費は僅かながらも増加（白岡市では0.8%増、埼玉県全体では2.7%の増）することが見込まれております。左側のグラフは埼玉県から提示された推計額となっており、右側のグラフは令和3年度については実績額、令和4年度については1月時点までの実績額から推計した額となっております。

④は国民健康保険税の収納率となります。

国保税につきましては、県が市町村の人口規模に応じた標準収納率を定めており、当市は93%と定められておりますが、被保険者の皆様の納税意欲等にも支えられ、約97%の収納実績が維持できております。

⑤及び⑥につきましては、特定健康診査受診率と特定保健指導終了率の実績等でございます。

受診率等につきましては、新型コロナウイルス感染症が発症する以前の令和元年度までは向上が図れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、令和2年度以降は受診率等の低下を招いております。当市で定めている白岡市データヘルス計画の目標値からの乖離が大きくなっているため、引き続き受診率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、10ページをお開き願いたいと存じます。

御説明させていただきました、国保事業の指標や令和5年度予算編成にあたっての概要等をまとめたものでございます。

近年の傾向ですが、国民健康保険税の減収が見込まれる中、県への事業費納付金は増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれますので、歳入の確実な確保と医療費削減につながる有効な施策を行っていくことが必要と考えております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

2点質問させていただきます。

1点目は特定健診の受診率ですが、令和5年度の推計受診率（見込み）はデータヘルス計画に基づく計画数値である60%となっておりますが、予算に関しては令和4年度とほぼ同額の約5,700万円が計上されており、受診率としては概ね40%程度と考えられます。

実質的な見込みの率（40%）と推計受診率（60%）の差異についてはどのように捉えているのかお伺いします。

仮に60%の受診率を目指すのであれば、予算上も60%の方が受診できる額を計上するのも考え方の一つではないかと考えますがいかがでしょうか。

2点目は出産育児一時金の予算措置となりまして、改正による増額（42万円から50万円）があるとのことですが、資料で提示されている令和5年度の予算は増額分が加味されていない状況で対前年比294万円の減額となっております。また、令和4年度補正予算の資料においては、出産育児一時金を含む2款保険給付費が147万円の減額となっており、出産育児一時金もある程度減額となっているものと思います（出産育児一時金については252万円の減額）。

そこでお聞きしたいのですが、令和5年度の予算は出産件数が減少傾向の中、何人程度の出産件数を見込んで編成されているのか御回答をお願いします。

事務局

1点目の特定健診の関係についてお答えします。

御指摘のとおり特定健診受診率は40%の受診見込みとして編成しています。

予算は平年実績等の現実的な金額を加味して編成する方針としておりますことから、計画の率によらず、実績から推計した受診率により編成しています。

また、推計受診率ですが、こちらは国の指針に基づき作成されたデータヘルス計画の計画目標値としています。（実績とは乖離していますが）国が令和5年度の目標受診率を60%として定めておりますことから、各市町村とも国の示す目標値として定めているところでございます。

しかしながら、受診の実績と目標数値がかけ離れていることもあり、次期データヘルス計画の作成において、国の指針をそのまま当てはめるのはいかなものかという議論もされておりました。今後の検討課題であると考えておりますが、予算編成上におきましては推計値と異なる編成とさせていただくことについて御理解を賜りたいと思っております。

	<p>次に2点目の出産育児一時金の関係ですが、令和5年度の予算編成におきましては出産件数を19件と見込んでおりまして、1件当たりの支給額である42万円を乗じた798万円を予算計上しているところでございます。</p> <p>なお、御説明させていただきましたように、支給額の引き上げが予定されておりますことから、本来の予算編成としては、19件に50万円を乗じた950万円の予算計上が必要であったものと考えております。</p>
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
委員	<p>2点質問させていただきます。</p> <p>1点目ですが、資料10ページで予算のポイントについて説明がされておりまして、項目の2番目として被保険者数の減少率（△1.4%）よりも国保税の減少率（△2.4%）が大きくなっているが、理由として社会保険適用枠の拡大等に伴い、一定程度の所得を有する方の国保脱退により税収の減少幅が大きくなると説明されています。</p> <p>これについて、定量的なトレンド等について説明をお聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>令和4年10月1日から社会保険の適用枠が拡大（従業員101人以上500人以下の事業所への社会保険加入の義務付け）されておりまして、約110名の方が国民健康保険を脱退されています。この方々は一定の所得を有しておりますので、脱退に伴い税収減少への影響が生じるものと考えております。</p>
委員	影響人数は110名ほどとのことですが、税額への影響額はどの程度になりますか。影響額については試算等を行っているものと思われませんがいかがでしょうか。
事務局	こちらで試算しております一人当たりの税調定額につきましては、約9万6千円でございます。この税額に影響人数である110名を乗じますと1,100万円程度となっております。これに被保険者の減少に伴う税額の減少分を加味いたしまして、約2,000万円の減収を見込んでいるところでございます。
委員	<p>分かりました。次に2点目についてお尋ねします。</p> <p>同じく予算のポイントの項目の5番目として、被保険者数の減少に対し、医療費の増加率が大きいため、事業費納付金は前年度比3,854</p>

事務局

万7千円の増額となっていることが示されていますが、資料の8ページ及び9ページを見ますと被保険者数が1.4%減少し、一人当たりの医療費は0.8%の増加となっていますので、増減率の掛け算を行うと若干マイナスとなるようにも思われます。ところが実際には3,850万円程度の増額となっていることが疑問に思われます。

このため、(6ページの)事業費納付金の内訳として示されている3つのカテゴリーを確認したところ、医療給付費分が1,750万円の増加に対し、後期高齢者支援金等分は3,200万円と増加額が大きく、一方、介護納付金分は1,100万円の減少となっています。

それぞれの納付額の増減額等に統一性が感じられないこと、また先程指摘のとおり、医療分はマイナスとなって然るべきところ、+2.2%と増加であり、後期分は+11.2%と増加の幅が大きく、対して介護分は△10%となっています。

これらは埼玉県からの提示額であると思われ、担当課においても精査しているものと思いますが、それぞれの結果に至った経緯等について説明をお願いします。

まず、事業費納付金の算定についてですが、個別の市町村の算定の累計でなく、全県に対する算定を行った後に、各市町村分の割り当て分を決定していくものとなっています。

また、事業費納付金については、翌年度の被保険者数等及び必要となる保険給付費等を推計し、これを賄えるだけの費用を算出のうえ、各市町村に割り当てられるものですが、過年度実績に基づき2か年前の精算分等も含まれることとなります。

前回の会議で御指摘をいただきましたように、2年前の白岡市の被保険者数の推計人数は減少率を大きく見込みすぎており、これに連動して事業費納付金も算定されますことから、実績と比較すると本来よりも少ない納付金額が計上されていたこととなります。

このため、今年度の医療給付費分の算定に際しては過年度の精算分が加味されてまいりますので、算定の結果、事業費納付金の増加に繋がったものと考えております。

次に後期高齢者支援金等分についてですが、ここ数年、団塊の世代の方々が75歳に到達されており、(令和4年では)年間で約700人が後期高齢者医療制度に移行されております。また、今後4年程度はこの傾向が続くことが見込まれており、年600人ほどが後期高齢者医療制度に加入する見込みとなっております。

なお、後期高齢者医療制度の加入者が増加すると、国民健康保険に割り当てられる支援金も引き上げられることとなりますが、後期高齢者医

	<p>療制度における増加人数が多いことから、前年度と比べて後期支援分が大きく増加しているものでございます。</p> <p>最後に介護分についてですが、介護保険に対する負担金でございまして、介護事業から提示された負担見込み額等に基づき算定されるものでございまして、令和5年度に向けた負担見込み額が前年度よりも減額となりましたことから、白岡市の割り当て分も減額となったものでございます。</p>
委員	<p>事業費納付金のうち後期支援分が大きく増加となったのは、団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入されることに伴うものとのことで、これは県全体の算定における要因ではなく、白岡市における要因ということで良いですか。</p>
事務局	<p>団塊の世代の後期医療制度への加入に関しては白岡市だけでなく、全県（国）的な傾向でございまして、白岡市だけでなく全県（国）的な要因であると考えています。</p>
委員	<p>介護分の減少について詳しく説明を聞きたいのですが。</p>
事務局	<p>介護納付金については、介護医療保険への負担金の多寡によって増減するものでございまして、令和5年度は介護の被保険者数が減少すること及び医療分と同様に2年前の精算分（過大分）が加味されますので、算定の結果として全県的な減額幅が大きくなり、白岡市の割り当て分も減額となったものと説明されています。</p> <p>加入者数が大きく増加している後期高齢者医療制度と異なり、介護医療保険の被保険者となる40歳から64歳までの被保険者数は減少傾向です。介護分の納付金は減額となっているものでございます。</p>
委員	<p>介護医療保険については40歳以上の全員が加入するのではないですか。</p>
事務局	<p>65歳以上の方は介護保険担当（高齢介護課）で保険料の賦課徴収事務を行いますので、事業費納付金対象の介護分に関しては、40歳から64歳までとなるものでございます。</p>
委員	<p>了解しました。但し、資料では分かりづらい部分もありますので、分かりやすくなるようもう少し丁寧に説明していただくと良いと思います。</p>

	<p>関連しての質問ですが、事業費納付金のうち保険給付費と医療分の事業費納付金の関係については、国民健康保険税で徴収した分に法定外の費用などを含めて、一旦埼玉県に納付を行い、県は市町村が使った医療費に対する保険給付費として、補助金等を上乗せして交付を行うこととなりますので費用等が循環しているようなものですが、後期支援金分と介護分に関しては税で徴収した分をそれぞれの医療保険に支払うのみであり、一方通行のような関係性であると考えられます。</p> <p>事業費納付金等について、全体としてのバランスが取れている点は理解していますが、医療分・後期分・介護分のそれぞれを一つの会計として見てみた場合、まず、医療分に関しては国のガイドラインでも示されているように、国・県から50%ずつの費用負担をすることとされていますので問題ありませんが、後期支援分と介護分を見ると後期支援分については税収の2億1,100万円に対し納付金が3億2,100万円、介護分については税収の6,000万円に対し納付金が1億100万円となっており、税収よりも納付金額の方が大きくなっています。</p> <p>医療分に関しては同様の差が生じていてもトータルで整合が取れるように調整されるので問題ないものと思われませんが、後期支援分と介護分に関しては問題があるように思います。</p> <p>これに関してですが、埼玉県の査定が甘いことなどから納付金等に差が生じているものなのか、それとも現在市が設定している保険税率について、医療分・後期支援分・介護分のそれぞれでアジャストするように見直し等が必要であるのかお尋ねします。</p>
事務局	<p>医療分・後期分・介護分それぞれの保険税率等について、埼玉県から白岡市に示されている数値と現状を比較するとそれぞれに乖離があり、市の税率は必要な率を満たしておりません。また、介護分については必要税率との差が大きくなっています。</p>
委員	<p>現状の納付金の状況を見ると、後期分と介護分の不足分を医療分から持ち出しているように思われますので、それぞれの設定税率等に関して適正な配分となるよう調整が必要であると思われませんがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>御指摘のとおりでございます。埼玉県からは毎年、それぞれの科目について適正な税率等が示されておりまして、本来は適正な税率等への見直しを行うべきところですが、白岡市におきましては平成30年度に税率の改正を行って以来、改正を行っておりません。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して見直しを行わ</p>

なかったというのが大きな事由でございまして、もう1点は当市における決算がプラスであった時期などに財政調整基金として6億円程度の積み立てを行っており、税率の改正を行わなくてもトータルでは維持ができるとの判断からでございました。

今後も一定の期間は増税を行わなくても大丈夫であると思われませんが、各科目のバランスや均等割と所得割の見直しは必要であると考えておりますので、令和6年度の税率の見直しに向けて検討等を行い、税率改正が必要となりました際には委員の皆さまにも改めてお願いしてまいりたいと考えております。

議長（会長）

他に質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより「令和5年度 白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。

次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。

「令和4年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「令和4年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2を1枚めくっていただき、2ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出に663万7千円を増額し、予算総額をそれぞれ46億5,485万2千円とするものでございます。

はじめに歳出について御説明させていただきますので、4ページを御覧ください。

1款 総務費につきましては、会計年度任用職員の職員手当等の減額などがございます。

2款 保険給付費につきましては、療養費と傷病手当金については増額を行い、出産育児一時金や葬祭費等については支給実績から余剰が見込まれることから減額を行うものでございます。

6款 保健事業費につきましては、主に執行見込みがついた事業及び

新型コロナウイルス感染症の影響等により受診率が減少した特定健康診査事業等の減額を行うものでございます。

7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金の運用による積立金利子分及び今後の財政需要に対応するため積立金を増額するものでございます。

9款 諸支出金につきましては、令和3年度の実績確定に伴い超過交付となりました埼玉県からの特別交付金のうち、保険者努力支援交付金分と特定健康診査等交付金分の返還金の予算計上を行うものでございます。

次に歳入について御説明させていただきますので3ページにお戻りください。

3款 県支出金につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の2款保険給付費のうち、県支出金として受領する療養費の増額に伴い、増額するものでございます。

4款 財産収入につきましては、国民健康保険財政調整基金の利子分を増額するものでございます。

5款 繰入金につきましては、国・県からの交付額の確定に伴い保険基盤安定繰入金等を増額し、職員給与費繰入金等については、歳出執行額の減額に合わせて減額を行うものです。

7款 諸収入につきましては、執行実績に伴い増減を行うものでございまして、全体としては91万6千円の減額を行うものでございます。

以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

資料に記載のある「不要額」の表記ですが、決算書等における表現としては「不用額」が正しいと思われるがいかがでしょうか。

事務局

申し訳ありませんでした。次回以降は注意して間違いのないように作成させていただきます。

議長（会長）

他に質疑はありますか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、資料3「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」御説明いたします。

昨年末に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」により、国民健康保険税の賦課限度額、及び軽減判定所得を引き上げるため、「地方税法施行令」が今年度中に改正される見通しでございます。

これに合わせるため、緊急に白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じますことから、議会での議決を経ず、地方自治法の規定による「長の専決処分」により、条例改正を行うことを予定しております。

こちらの資料3は、専決処分をおこなった後、次の議会において条例改正を報告し、承認を得ることを想定して作成している資料となっております。

改正内容の詳細について説明させていただきますので、資料の「2. 改正の概要」を御覧ください。

改正の概要の1つ目の「国民健康保険税賦課限度額の改正」ですが、賦課(課税)限度額に達する世帯の割合を、1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールの下、後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額を20万円から2万円引き上げ22万円とするものでございます。

基礎課税分、及び介護納付金の賦課限度額は、それぞれ据え置きとなりますので、国民健康保険税の賦課限度額の合計は102万円から104万円となるものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、法定額のとおり設定し、県内全市町村において同じ限度額になることを目指しております。

国民健康保険税は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、負担額に一定の上限額(課税限度額)を設けておりますが、課税限度額を引き上げますと、高所得層により多くの負担を求めることになる反面、中間所得層に配慮した税の見直しが可能になるという構造になっております。

今後も被保険者の高齢化等による医療費の増加が見込まれておりますことから、課税限度額の引き上げにより、負担感が重いと言われております中間所得層の負担をできる限り緩和するものでございます。

次に、改正の概要の2つ目の、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正でございます。

国民健康保険税では、低所得者に対する減額措置として、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがございしますが、このうち、5割と2割軽減につきましては、物価上昇の影響で軽減を受けている

<p>議長（会長）</p>	<p>世帯の範囲が縮小しないよう、景気動向を踏まえ、軽減判定所得を見直しするものでございます。</p> <p>5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を28万5千円から29万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、同じく被保険者の数に乗すべき額を52万円から53万5千円に引き上げるものでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、3点目の「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。資料4を御覧ください。</p> <p>本日の時点ではまだ確認が取れておりませんが、令和5年1月下旬に、「健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布される予定でございます。出産育児一時金の支給額が従来の42万円から50万円に引き上げとなり、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>※改正の施行令は令和5年2月1日に公布されました。</p> <p>改正の主な内容を御説明申し上げますので、資料の「2 改正の概要」を御覧ください。</p> <p>少子化対策及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため出産育児一時金の支給額が50万円に引き上げられることとなり、これに合わせて本市の支給額も現行の42万円から50万円に引き上げることが必要となります。</p> <p>出産育児一時金の支給額につきましては、条例により支給額を定め、又産科医療補償制度の掛金に関しては、3万円を上限として規則で定めることとされています。</p> <p>出産育児一時金の支給制度につきましては、平成6年10月に制度が創設され、社会情勢等を加味しながら段階的な引き上げが実施されています。また、平成21年1月には、支給額に産科医療補償制度の掛金が当時の金額で3万円上乗せされることとなりました。</p> <p>今般の改正におきましては、（社会保障審議会・医療保険部会での審議を経て）公的病院に民間病院を加えた全施設での平均出産費用を勘案</p>

のうえで引き上げ額が設定されており、出産育児一時金が48万8,000円に引き上げられ、産科医療補償制度掛金の1万2,000円と併せて50万円と決定されています。

本来は、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金について、平成21年当時に条例と規則に分けて改正を行っているべきところですが、当市の現行条例では、条例に一本化された状態で42万円の支給を行うこととされており、今般の改正に併せて、条例では出産育児一時金分として48万8,000円の支給額を定めるとともに、産科医療補償制度の掛金につきましては、別途「白岡市国民健康保険に関する規則」に加算額として1万2,000円を支給する旨の条項を追加することとしております。

改正内容につきましては、資料の表にお示したようなものとなっております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からとなっております。3月に実施される市の議会定例会に議案として上程する予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、4点目の「白岡市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する要綱の制定について」、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは「白岡市国民健康保険被保険者資格証明書の公布等に関する要綱」の制定について御説明いたします。資料5を御覧ください。

国民健康保険法第9条には、「保険料（税）を滞納している世帯主が、当該保険料（税）の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料（税）を納付しない場合には、当該保険料（税）の滞納につき特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求めること」及び被保険者証が返還された場合においては、「その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付すること」と定められております。

なお、資格証明書が交付された場合、医療機関での保険診療は受けられますが、窓口での支払いが10割の全額負担となり、後日申請により特別療養費として保険給付分の請求（7～8割分）を行うこととなるため、被保険者の受診機会を損なうなど危惧される点も多いことから、白

	<p>岡市では、これまで資格証明書の交付は行わず、短期証（有効期間6か月）の交付に留めておりました。</p> <p>しかしながら、平成30年度に国保の制度改革が行われ、都道府県化により埼玉県が国保事業の責任主体となりましたことから、資格証明書制度の実施に関して強い要請と指導があり、当市においてもやむを得ず資格証明書の交付等に関する要綱を整備し、資格証明書の運用を行えるよう措置することとしました。</p> <p>ただし、要綱の整備に際しましては近隣市町の運用なども参考とし、一定以下の所得（250万円未満は除く）の方や一定以上の年齢（65歳以上）のみで構成される世帯又は客観的に保険税の支払いが困難である世帯などを除くこととし、納税相談などの再三の要請にも関わらずこれに応じず、また、担税力（支払い能力）があるにも関わらず納付を行わない悪質と認められる世帯に限定して運用することとしております。</p> <p>適用条項につきましては、要綱に全10条の条項を定めておりますが、運用にあたりましては、国民健康保険税の収納担当課であります税務課とも十分に調整を行ったうえで実施してまいりたいと考えております。</p> <p>施行期日につきましては、公布を行いました令和4年10月26日からとなっておりますが、現時点までにおいて対象者はございませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
委員	<p>資格証明書の制度について質問します。</p> <p>過去3年程度になりますが、国民健康保険税における不納欠損額についてお聞きしておりました。</p> <p>一番多い年ですと、平成30年度に9,800万円程度が欠損処分となっております。対象者については意図的に払っていない方と払う能力のない方の合計となりますが、企業会計でいうところの特別損失額となっております。その後の欠損額については圧縮されてきておりますが、説明の資格証明書の交付を行った場合には、こういった欠損額や欠損処分に繋がる滞納額が少なくなることに期待が持てるようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでも滞納状況などを確認し滞納者の対応によっては、収納担当課である税務課で差し押さえ等の処分を実施することにより、滞納状態</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>の解消に努めてまいりました。白岡市におきましては、予算の際にも御説明させていただきましてとおおり、約97%と高い収納率を維持しておりますことから、今般資格証明書制度の導入によって、収納率の向上等が大きく期待できる場所ではないと考えております。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>最後になりますが、前回の会議で御質問のありました「当市の監査に関するアウトソーシング等」について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>①監査委員制度の構成員及び運用状況、</p> <p>②行政評価委員制度の構成員及び運用状況について説明。</p> <p>行政評価委員制度については、平成29年度から設置されているが、設立当初の平成29年度に関しては、外部評価書の作成や評価制度の構築・運営支援のために外部委託（アウトソーシング）を実施。</p> <p>以降は両制度ともに市の担当課が直営で実施している旨を説明。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしく申し上げます。</p> <p>これ以外で何かございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>マイナンバーカードの被保険者証の登録等に関連して2点お尋ねします。</p> <p>1点目はマイナンバーカードのセキュリティについてですが、利用や登録に際してのリスクがどれくらいあるのか、当該担当課の窓口に来れば説明を受けられる体制となっているのでしょうか。</p> <p>個人的に健康保険証の登録だけであれば気にしていないのですが、住民票、戸籍謄本や印鑑証明書などに加え今後も色々な機能を付与していくものとお聞きしています。</p> <p>今後は保険証利用の関係からカードを常に持ち歩くことが想定されますので紛失や盗難等に伴う情報の盗用や犯罪に巻き込まれるなどのリスクが非常に危惧されるところです。</p> <p>カードに関してはパスワードによる保護もされておりますが、銀行のカードのような強度がなくパスワードの書き換えなども懸念されることから、セキュリティ等に関する説明を受けられるかどうかについてお尋ねします。</p> <p>もう1点ですが、マイナンバーカードでなく従来の健康保険証を使い</p>

事務局	<p>たいという方に対しては利用の途^{みち}も残されているように聞いていますが、現状での検討状況などが分かりましたら教えてください。</p> <p>マイナンバーカードのセキュリティ全般に関しては担当課が保険年金課でなく別の部署（改革推進課 情報政策担当）になりますので、この場での正確な回答は難しいと考えておりますが、市議会等における質問におきましてはセキュリティ関連の保護等に関しても支障がない旨の答弁はされております。</p> <p>細かい説明についてはお時間をいただいて、担当課に確認の上で御回答させていただきたいがいかでしょうか。</p>
委員	<p>了解です。それでお願いします。ところで、マイナンバーカードについて、保険証の関係は保険年金課で対応するもののセキュリティ関連に関しては別部署での対応になってしまうのですか。</p>
事務局	<p>マイナンバーカードの保険証利用に際してのセキュリティに関してですが、マイナンバーカードの登録番号とは別の認証用番号を利用して、国保中央会という団体が管理している中間サーバーという専用システムを介しての情報照会等を行うことから、保険証利用に関してのセキュリティは確保されているところでございますが、マイナンバーカード自体のセキュリティに関してはどうしても別の担当課での対応となってしまいます。</p>
委員	<p>マイナンバーカードについては保険証利用も含めた各種機能の利用が進められておりますが、保険証関連に関するセキュリティについては保険年金課で説明を受けられるということで良いですか。</p>
事務局	<p>全般のセキュリティ等に関する説明については難しいですが、保険証利用に関連した内容であれば、保険年金課の窓口で御説明差し上げられると思います。</p>
委員	<p>了解しました。</p> <p>もう1点の質問についてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>政府におきましては、マイナンバーカードの取得を加速させるために従来の被保険者証については廃止を目指す方向で進めているとの情報がありますが、事情によりマイナンバーカードを取得できない方もおりますので、被保険者証の代替手段として何らかの方法は残す方向であると</p>

議長（会長）	<p>の説明がなされています。</p> <p>但し、マイナンバーカードの促進を図るため、従来の被保険者証を利用した受診に対しては費用負担を上乗せするとの情報もいただいております。政府が取得を推し進めているのが現状でございます。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げます。議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
司会（課長）	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これを持ちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会といたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。</p>	
<p>令和 5 年 2 月 24 日</p>	
<p>（議長（委員長・会長）その他これに準ずる者の署名）</p>	
<p>会 長 <u>佐々木 操</u></p>	